

政治活動用ポスターの掲示が規制される期間

選挙期日

Aの選挙の一定期間（任期満了の日の6ヶ月前（又は解散の日の翌日）から選挙期日までの間（公職選挙法第143条19項）

選挙期日の公示日（告示日）

公職の候補者等Aの氏名又は氏名類推事項が表示された政治活動用ポスターは、一定期間内に当該選挙区内に掲示することはできない。（公職選挙法第143条16項）

A個人用



掲示可 ×

撤去命令

B政党の政治活動用ポスターに氏名又は氏名類推事項が記載された者Aが候補者となった場合、その日のうちに当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならない。（公職選挙法第201条の14）

B政党用

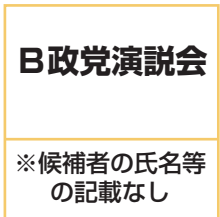


掲 示 可

×

撤去義務

B政党用



掲 示 可

×

撤去義務なし

選挙期間